

教 育 課

1 学校経営

(1) 教育委員会が設置する学校

| 学校名 | 住所 | 校長名 |
|--------|-----------------|-------|
| 蟹江小学校 | 城四丁目500番地 | 伊藤 辰男 |
| 舟入小学校 | 舟入三丁目70番地 | 神田 雅彦 |
| 須西小学校 | 須成西六丁目114番地 | 斎藤 和憲 |
| 新蟹江小学校 | 大字蟹江新田字仲川原198番地 | 北川 邦雄 |
| 学戸小学校 | 学戸四丁目236番地 | 武藤 育雄 |
| 蟹江中学校 | 宝三丁目20番地 | 田宮 知行 |
| 蟹江北中学校 | 須成西九丁目55番地1 | 伊藤 明雄 |

(2) 学校経営の状況

設置する学校の経営は、校長が作成する「学校経営案」に基づいて行われる。
学校経営案は、各学校が公表している。

(3) 学校経営の評価と改善（学校評価）

学校評価の実施状況

学校教育法施行規則第66条、79条により、各学校は学校運営の状況について、自己評価を行っている。

平成22年度の各学校の評価（平成22年度の評価と平成23年度に向けての改善事項）は、平成23年3月31日までに教育委員会に報告された。

自己評価の分析結果と改善策は、保護者を中心に学校だより等で公表している。

【各学校の報告（見出し）】

- 1 本校の教育目標
- 2 平成22年度経営方針
- 3 自己評価（教員、保護者、児童生徒）の結果と分析
- 4 平成22年度の成果と課題
- 5 自己評価に対する学校関係者（評議員等）の評価
- 6 平成23年度への改善策

学校の自己評価に対する教育委員会の評価

すべての学校において、校長の学校経営方針に基づいた学校経営が行われている。

自己評価により明らかとなった問題点について、適切な分析が加えられ、次年度への改善策が明確になっている。

学校評議員、PTA役員等の学校関係者に説明・意見聴取の場を設定することで、改善の視点を地域と共有しようとする試みが見られた。

(4) 各学校に委嘱された事業

「あいち・出会いと体験の道場」推進事業【愛知県】

委嘱校 蟹江町立蟹江中学校・蟹江町立蟹江北中学校

委嘱事項 地域社会を中学生が社会性を育むための道場と位置づけ、職場体験を通して、社会の成り立ちについての理解や働くことの意義、責任感などを身に付けさせる。

成果 蟹江中・蟹江北中第2学年（368人）を、のべ55事業所に受け入れていただき、職場体験事業を実施した。職場体験の様子は、発表会・冊子作りを通して学年で共有できた。

2 教育課程

(1) 教育課程の実施状況（年間授業時数）

教育課程の実施状況は、学校経営案や学校訪問などで確認している。

各学校は、海部地方教育事務協議会で作成された教育課程案を参考にしながら、学習指導要領で定められた内容について、適切な時数により指導している。

平成22年度は、インフルエンザによる学校・学級・学年閉鎖により、一部確保できない学年があった。

* 標準時数を確保できない学年が一部あったが、各教科とも履修内容についてはすべて履修できていた。

標準時数が確保できた蟹江町立の小学校数

| 第1学年 | 第2学年 | 第3学年 | 第4学年 | 第5学年 | 第6学年 |
|------|------|------|------|------|------|
| 5校 | 5校 | 5校 | 5校 | 5校 | 4校 |
| 816 | 875 | 945 | 980 | 980 | 980 |

（上段：5つの蟹江町立小学校で標準時数が確保できた小学校数、

下段：文部科学省標準時数）

標準時数が確保できた蟹江町立の中学校数

| 第1学年 | 第2学年 | 第3学年 |
|------|------|------|
| 2校 | 2校 | 1校 |
| 980 | 980 | 980 |

（上段：2つの蟹江町立中学校で標準時数が確保できた中学校数、

下段：文部科学省標準時数）

(2) 特別支援教育

適正な就学に向けての指導

ア 教育相談活動

教育課職員による関係機関との連携、巡回、教育相談により、就学児童の状況や保護者の就学にあたっての考えを的確に把握し、学校(養護学校、特別支援学級)見学を促すことで、就学予定先の教育の特色を保護者に理解してもらうように努めた。

イ 就学指導委員会

町就学指導委員会設置要綱により設置した委員会で、専門医等の意見を伺いながら適正な就学先について、慎重に決定している。

学校の特別支援教育体制

特別支援学級に加え、通常の学級に在籍しながら支援が必要な児童生徒への適切な指導のため、すべての学校に特別支援教育コーディネーターを指名し、対応にあっている。

支援が必要な児童生徒に対しては、「個別の支援計画」「個別の指導計画」を作成し、それに基づいたきめ細かな指導が各学校で行われている。

また、県教育委員会の事業として行われる特別支援学校(養護学校)の巡回指導を12回受け、児童生徒支援に役立てることができた。

特別支援学級の状況

各学校の特別支援学級の設置状況(在籍数)は、以下の通りである。

| 学校名 | 自閉症・情緒障害学級 | 知的障害学級 | 肢体不自由学級 |
|--------|------------|--------|---------|
| 蟹江小学校 | 4 | 6 | 2 |
| 新蟹江小学校 | 5 | 3 | - |
| 学戸小学校 | 2 | 1 | - |
| 蟹江中学校 | 2 | 4 | 2 |
| 蟹江北中学校 | - | 5 | - |

(数字は、平成22年度在籍児童生徒数)

通級指導教室の状況

平成19年度、通常の学級に在籍しながら、支援が必要な児童生徒の指導のための通級指導教室を蟹江小学校に設置した。

平成22年度、蟹江町内の小学校を対象に17人が指導を受けた。通級指導教室による週あたりの指導時間は1～4時間である。他校からの通級は、2人であった。

通級児童は、この学級で過ごすことで精神的安定が得られ、学級に戻った時に集中できるなど、設置の効果が現れている。

通常の学級に在籍する支援が必要な児童生徒の状況
個別の指導計画等を基本とし、スクールサポーターや学校支援ボランティアによる児童生徒支援を行っている。

また、算数を中心として各学校で取り組まれている少人数指導（チームティーチングなど）も効果をあげている。

(3) 国際理解教育

小・中学校におけるA L Tの活用状況

生きた外国語のコミュニケーション能力の素地を養うことを目的に、英語を母語とする講師を学校に派遣している。

派遣時間は、小学校5校で年間308時間、中学校2校で364時間である。

外国人児童生徒の状況と対応

蟹江町に外国人登録されている学齢期の児童生徒は83人であり、語学習得のための特別な授業を実施している。そのうち、新蟹江小学校には16人の児童がいるため、愛知県から日本語指導のための学級を設置するために1人の教員が加配されている。

蟹江町としては、指導補助のための日本語指導補助員を配置している。

また、平成20年度より、入学に際しての就学時の健康診断や入学案内について、ポルトガル語と日本語が併記された案内を作成している。

(4) 食育

学校において、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、栄養職員の専門性を生かした食育を推進している。

- ・ 学校における「食に関する指導」年間計画の作成
- ・ 給食の時間等を活用した栄養指導
- ・ 学級担任と協力しての教科指導
- ・ 委員会、クラブ活動等に関わる指導
- ・ 偏食、肥満、痩身、食物アレルギーの指導
- ・ 給食便りを通しての情報提供
- ・ ふれあい給食、給食試食会の企画
- ・ 地域の食材を活用した献立

〔点検・評価〕

各学校の教育課程は、学習指導要領にのっとり、適正に編成されている。

特別支援教育は、支援学級児童生徒だけでなく、通常の学級に在籍する児童生徒に対しても学校体制で対応している。

外国語活動、食育などの今日的な課題に対しても積極的に取り組み、一定の効果をあげている。

通常の学級に在籍する支援が必要な児童生徒への対応は、人的な措置も必要である。教員による支援が物理的に難しいため、支援員（スクールサポーター）の時間数をさらに増やす必要がある。

小学校外国語活動が、平成21年度から試行されており、23年度本格実施となることから、指導体制の充実を図るためにも重点的な取り組みが必要である。

3 生徒指導

(1) 生徒指導の状況

不登校（病気による欠席を除く年間30日以上欠席した者）

不登校の状況は、毎月、学校から報告を受け、状況を把握している。

学校は、校内不登校対策委員会を設置し、対応について協議するとともに、必要に応じて、教育委員会や関係機関と連携して対応にあたっている。

| | 小学校 | 中学校 |
|-----|---------------|---------------|
| 蟹江町 | 9人(0.4%) | 47人(4.3%) |
| 全国 | 21,675人(0.3%) | 93,296人(2.7%) |

問題行動

問題行動の発生状況は、教育委員会に報告され、関係機関と協力しながら、問題の解決に当たるようにしている。

報告件数は13件で、校内生徒指導上の問題として指導が行われた。

| 区分 | 小学校 | 中学校 |
|----------|-----|-----|
| 対教師暴力(件) | 0 | 2 |
| 生徒間暴力(件) | 1 | 6 |
| 対人暴力(件) | 0 | 0 |
| 器物破損(件) | 2 | 2 |

いじめ

未然防止のために日頃から指導を徹底するとともに、日頃の児童生徒観察やいじめアンケートを通して早期発見・対応に努めるようにしている。

また、いじめを認知した場合は、全校体制でその解消にあたる。

| | 小学校 | 中学校 |
|--|-----|-----|
|--|-----|-----|

| | | |
|---------|---|---|
| いじめ認知件数 | 3 | 4 |
| 解消した件数 | 2 | 4 |

(平成22年度：蟹江町での認知件数)

(2) 学校生活適応指導教室「あいりす」

入室状況

平成22年度当初の5月の入室者は4人であった。その後、入室者が増え年度末には8人となった。入室者の多くは、中学生で内5人が3年生であったが、いずれも進学した。

| | 小学生 | 中学生 |
|-------|-----|-----|
| 入室者 | 0 | 8 |
| 体験入室者 | 0 | 3 |
| 訪問指導 | 0 | 0 |

(平成22年度末)

活動状況

ア 指導体制

- ・ 指導員 1人(常勤)
- ・ 指導補助員 7人(非常勤、1日の勤務者は、2～3人)

指導に関わる職員が、入室者を的確に把握して指導する必要があるため、月に2回スタッフ会議を開いて情報の共有を行う。

イ 活動内容

日常の学習活動や適応指導に加え、入室者の社会性を育むために、月に2～3回程度の行事を計画し、実施した。

入室児童生徒のうち、学校の行事や特定の教科で学校に登校できるものについては、あいりすも協力しながら登校を促した。

〔点検・評価〕

不登校、問題行動等に対し、各校とも全校体制で取り組み、全国平均より出現率がやや高いものの、不登校児童生徒の未然防止や学校復帰などで、一定の成果をあげている。

「あいりす」を中心とした不登校対策は、成果が見えにくいですが、引きこもり生徒のあいりすへの入室など着実に成果をあげている。

いじめについて、各学校では定期的にアンケート調査を実施し、早期発見・対応に努め、その解決に努めることができている。

生徒指導上の問題は、学校が抱え込むのではなく、教育委員会、関係機関、地域と連携して解決を探ることが重要であり、特に、関係機関との連携を見直し、情報交換を密にしている。

「あいりす」を中心とした不登校対策では、最近の不登校児童生徒の傾向を把握して、的確な対応ができるよう、教員・あいりす指導関係者の研修を充実する。

4 学校への人的支援（蟹江町教育委員会で行っているもの）

(1) スクールサポーター（個別の支援が必要な児童生徒）

配置する目的

- ・ 支援が必要な児童生徒への補助
- ・ 児童生徒の教育相談

配置人員・勤務時間数（平成22年度）

| 学校名 | 人員 | 学校時間数 | 主な業務 |
|--------|----|---------|---------------------------------------|
| 蟹江小学校 | 2 | 1 0 5 0 | 特別支援が必要な児童の補助など |
| 舟入小学校 | 1 | 4 2 0 | 同 |
| 須西小学校 | 1 | 4 2 0 | 同 |
| 新蟹江小学校 | 2 | 9 8 0 | 同 |
| 学戸小学校 | 1 | 7 0 0 | 同 |
| 蟹江中学校 | 3 | 1 3 6 5 | 特別支援が必要な生徒の補助など 肢体不自由学級運営補助、教育相談補助 |
| 蟹江北中学校 | 2 | 8 4 0 | 特別支援が必要な生徒の補助など 教育相談補助 |

(2) スクールサポーター（外国人児童生徒の日本語指導）

配置する目的

日本語の習得が不十分な児童生徒への日本語指導補助

配置人員・勤務時間数（平成22年度）

| 学校名 | 人員 | 学校時間数 | 主な業務 |
|-----|----|-------|------|
|-----|----|-------|------|

| | | | |
|--------|---|-----|-----------------|
| 蟹江小学校 | 1 | 70 | 日本語指導のための個別指導補助 |
| 新蟹江小学校 | 2 | 140 | 同 |
| 学戸小学校 | 1 | 70 | 同 |
| 蟹江中学校 | 1 | 70 | 同 |

(3) 学校支援ボランティア

制度について

蟹江町の学校を地域で支えるという趣旨で、広くボランティアへの登録を呼びかけている。

ボランティアの活用は、名簿に登録された方を学校に紹介し、学校が教育活動を推進する上で必要な場合をお願いする形をとっている。

制度の広報は、HP・広報への掲載、学校を通して周知している。

登録状況

平成22年度の登録者は、45人であった。

活用状況

支援が必要な児童への補助、図書の読み聞かせなどを中心に活用が図られた。

〔点検・評価〕

支援が必要な児童生徒への対応を中心に、スクールサポーターや学校支援ボランティアが果たす役割は大きく、学校教育に大きく貢献している。

今後、さらにスクールサポーターの配当時間数増が望まれる。

5 安心・安全な学校

(1) 小・中学校の施設整備

安心・安全な教育環境整備のため、小中学校校舎の耐震補強や改修を行った。耐震補強については、平成22年度までにすべての小中学校の耐震補強を完了している。

工事名

- ・蟹江小学校管理棟外部サッシュ改修工事
- ・蟹江小学校揚水ポンプ取替工事
- ・舟入小学校浄化槽用水中ブロワ取替工事
- ・須西小学校管理棟・屋内運動場耐震補強等工事
- ・須西小学校グラウンド放送設備改修工事
- ・学戸小学校管理棟・屋内運動場耐震補強等工事
- ・蟹江中学校内野補修工事

- ・蟹江中学校テニスコートフェンス等工事
- ・蟹江北中学校管理棟耐震補強等工事
- ・蟹江北中学校内野補修工事
- ・蟹江北中学校シャワー室ガス器具取替工事 ほか

(2) 学校施設の保守点検と日常の警備

学校施設は、教職員による日常の安全点検に加え、定期的に専門業者による点検を行っている。

| 施設・設備 | 主な点検内容 | 点検回数 |
|----------|----------------|------|
| 電気関係 | 漏電、配電設備点検 | 年6回 |
| 給食ダムウイター | 安全点検 | 年4回 |
| 浄化槽 | 浄化槽の状態、水質等 | 毎月 |
| 運動施設・遊具 | 破損、異常の有無、整備状況等 | 年4回 |
| 防災設備 | 警報装置、消火施設等点検 | 年2回 |

日常の防犯警備（夜間）は、警備保障会社による機械警備を行っている。

(3) スクールガードによる学校安全の確保

町防犯担当の嘱託職員による児童下校時間帯の巡回パトロールによる安全指導や、各地区のスクールガードによる児童の見守りにより、安全確保がなされている。各学校も、低学年下校を中心に教職員が引率するなど、安全確保に努めている。

また、蟹江小学校では、かにつ子見守り隊が、校内に常駐し、児童の安全を見守っていただいている。

(4) 不審者等の緊急情報の発信（「きずなネット」の運用）

蟹江町教育委員会では、平成18年度より中部電力「きずなネット」による緊急メール配信事業を行っている。

加入状況（平成22年度）

| 学区 | 保護者登録数 | 地域防犯登録数 |
|--------|--------|---------|
| 蟹江小学校 | 714 | 567 |
| 舟入小学校 | 97 | 319 |
| 須西小学校 | 254 | 287 |
| 新蟹江小学校 | 382 | 452 |
| 学戸小学校 | 554 | 421 |
| 蟹江中学校 | 501 | 828 |
| 蟹江北中学校 | 361 | 535 |

緊急情報配信状況（平成22年度）

内規により、受信した不審者情報等の緊急情報は、その発生状況（日時・場所・内容等）により、3段階に分類して配信している。

配信した緊急情報は、以下のとおりである。

| 配信先 | 件数 |
|--------------------|----|
| 教育委員会・教職員 | 20 |
| 教育委員会・教職員・地域防犯 | 14 |
| 教育委員会・教職員・地域防犯・保護者 | 0 |

(5) 安全への啓発

不審者情報伝達訓練

内 容 「カッターナイフで登校中の子どもをねらった事件が起こった」という不審者情報の設定で、児童生徒が安全に下校できる学校の警備体制、地域による見守り体制等について確認する。

実施日時 平成22年5月27日（木）午後1時から

訓練参加団体 学校7校（小学校5校、中学校2校）・保護者
地域防犯団体（21団体）
きずなネット地域防犯登録者（1148人）

訓練参加者 各小中学校児童生徒・教職員
地域防犯・保護者（850人）

学区安全マップの更新

平成22年度各小学校で「学区安全マップ（危険箇所、不審者情報のある場所などを示した地図）」を更新し、保護者に配布した。

児童生徒への防犯ブザーの配付

教育委員会から、小学1年生に防犯ブザーの配付を行っている。

〔点検・評価〕

小中学校校舎の蟹江町の耐震化率は、平成21年度末で68.8%、22年度末に100%となった。

改修工事等は、充分とはいえないが、今後も限られた予算の中で計画的に取り組んでいく。

日常の安全管理については、施設管理等に関する法令等に基づき行っており、今後も児童生徒の安全のため実施していく。

児童生徒の安全確保のための見守りは、地域住民や保護者をはじめ、地域防犯団体やPTAの協力を得て行われている。

緊急メール配信、安全マップの配付等は、地域、保護者に対して児童生徒の安全に対する啓発として効果がある。

6 学校評議員制度

町学校評議員設置要綱により、各学校の校長の推薦により、4～5名の学校評議員を委嘱している。

学校評議員には、学校行事や授業参観、学校が行う経営方針の説明などをもとに、校長の求めに応じて意見を頂いており、学校運営の参考としている。

7 学区検討委員会

蟹江町学区検討委員会要綱により設置した委員会で、小学校の児童及び中学校の生徒の入学すべき学校の通学区制度について調査研究を行っている。

8 各種会議

(1) 会議

町いじめ・不登校連絡協議会

| 開催日（場所） | 内 容 |
|------------------------------|---|
| 平成22年 7月23日 （蟹江中央公民館） | 【協議事項】 ・協議会長選出（蟹江中学校長） ・各学校のいじめ・不登校の状況について ・「あいりす（適応指導教室）」の状況について ・夏休みの生徒指導について |
| 平成22年 12月21日 （蟹江中央公民館） | 【協議事項】 ・各学校のいじめ・不登校の状況について ・「あいりす（適応指導教室）」の状況について ・平成23年度に向けて |

町幼・保・小連絡協議会

| 開催日（場所） | 内 容 |
|------------------------------|------------------|
| 平成 22 年 3 月上旬 （各小学校単位） | 【情報交換】就学予定児童について |

校長・教頭会議

| 開催日（場所） | 議題・連絡依頼事項など |
|--------------------------------|---|
| 平成 22 年 4 月 13 日 （蟹江中学校） | 平成 22 年度学校経営について 平成 22 年度初任者研修について 平成 22 年度前期学校訪問について 通級指導教室の運用について 生活適応指導教室「あいりす」について 平成 22 年度 C O P 1 0 関連事業について |
| 5 月 17 日 （蟹江北中学校） | 学校安全ネットワーク活用伝達訓練について 蟹江町平和祈念事業における生徒の参加について 蟹江町立学校転入者のフィールドワークについて |
| 6 月 14 日 （蟹江小学校） | 教員免許更新に関する手続きについて（確認） 「教職員の在校時間の把握」について 情報資産（簿冊）一覧表の作成について 小学校 3・4 年社会科副読本編集委員の推薦依頼について |
| 7 月 5 日 （舟入小学校） | 「i モラル」への情報提供について 夏季休業に向けて（生徒指導・保健安全・施設管理等） 小野田寛郎特別授業について |
| 9 月 8 日 （須西小学校） | 小学校運動会、中学校体育祭・文化祭への対応について 平成 22 年度後期学校訪問について 就学時の健康診断について 熱中症の予防について |
| 10 月 4 日 （新蟹江小学校） | 教科用図書指導書・備品購入について 「蟹江町小中学校スクールサポーター」配置事業について 就学時の健康診断について |
| 11 月 8 日 （学戸小学校） | 平成 23 年度儀式等について 平成 22 年度蟹江町教育委員会表彰について 安全マップの作成について みんなで走ろう会について |

| | |
|----------------------------|---|
| 12月 8日 (蟹江中学校) | インフルエンザの対応について 冬季休業中の生徒指導ならびに学校管理について 教員免許更新制に係る申請書類について |
| 平成23年 1月14日 (蟹江北中学校) | 平成22年度卒業式、平成23年度入学式について 学校評価について 平成23年度スクールサポーターの配置について 平成23年度通級指導教室について |
| 2月 7日 (蟹江小学校) | 辞令交付(発令通知)式について 離任式について きずなネットの年度末処理について 保育要録・幼稚園指導要録について |
| 3月14日 (舟入小学校) | 平成22年度末、平成23年度当初の予定について 給食費の滞納に係る取り扱いについて 平成23年度蟹江町平和祈念事業について |

(2) 教員研修事業(教育委員会が指導・助言等を行ったもの)
教務主任研修会(場所:蟹江小学校)

| 開催日 | 内 容 |
|----------------|---|
| 平成22年 6月15日 | 【指導事項】学習指導要領移行期の取り組みについて 校務支援ソフトの活用について 情報資産簿冊作成について |
| 7月14日 | 【指導事項】学校ガイドブック作成の取り組みについて 校務支援ソフトの活用について 情報資産簿冊作成について |
| 10月28日 | 【指導事項】校務支援ソフトの活用について |
| 平成23年 1月26日 | 【指導事項】校務支援ソフトの活用について 平成23年度以降の通知表の形式について 各種委嘱事業等について |

事務職員研修会(場所:蟹江中央公民館)

| 開催日 | 内 容 |
|----------------|-----------------------------------|
| 平成22年 5月12日 | 【説明】平成22年度予算配当について |
| 9月30日 | 【説明】蟹江町定期監査について 平成23年度予算要望について |

| | |
|----------------|----------------------|
| 平成23年 3月 9日 | 【説明】次年度に向けての取り組みについて |
|----------------|----------------------|

これを含め、年間10回の会合が持たれ、町会計事務について、教育課と学校事務職員との連絡調整を行っている。

特別支援教育部会（場所：新蟹江小学校）

| 開催日 | 内 容 |
|-----------------|--|
| 平成22年 7月 7日 | 【研修】通常学級・特別支援学級に在籍する支援が必要な児童への対応について、研修を行った。 |
| 平成22年 12月 3日 | 【研修】通常学級・特別支援学級に在籍する支援が必要な児童への対応について、研修を行った。 |

図書主任者会（場所：蟹江町図書館）

| 開催日 | 内 容 |
|-----------------|--|
| 平成22年 11月16日 | 【情報交換】 町図書館ホームページからの蔵書検索方法及び町図書館にある本の紹介について 各学校の図書室利用状況について |
| 平成23年 3月 9日 | 【情報交換】 町図書館及び図書室の利用状況について 書籍購入希望について |

初任者研修

| 開催日（場所） | 内 容 |
|-----------------------------|---|
| 平成22年 4月21日 （蟹江中央公民館） | 【第1回研修】 【講話】「新しく教員となった皆さんへ」（教育長） 「蟹江町の教育について」（指導主事） 【フィールドワーク】蟹江町教育委員会施設見学 |
| 6月30日 （学戸小学校） | 【第2回研修】模範授業参観（算数） |
| 8月5・6日 （かにえワークス・カリヨンの郷） | 【第3・4回研修】社会奉仕体験活動 社会就労センター・老人福祉施設での業務補助 |
| 10月20日 （白鳥小学校） | 【第5回研修】道徳教育（道徳授業参観） 研究協議と指導助言（弥富市と合同開催） |
| 10月20日 （桜学校） | 【第6回研修・小学校】初任者による研究授業 研究協議と指導助言（弥富市と合同開催） |
| 10月20日 （蟹江北中学校） | 【第6回研修・中学校】初任者による研究授業 研究協議と指導助言（弥富市と合同開催） |